平成２４年（フ）第１５０３９号
東京都杉並区成田西３丁目７―12
破産者　箕輪　　作
1　決定年月日　平成25年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２９号
青森県弘前市大字大町２丁目１番地８
破産者　株式会社カーサ建築事務所
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１６０号
青森県弘前市大字堅田３丁目12番地２、商業登記簿上の本店所在地青森県弘前市大字田町４丁目13番地１　メゾンエル田町100号室
破産者　有限会社ビープロ
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２０年（フ）第２４５号
秋田市河辺戸島字七曲台120番地19
破産者　大日本鉱業株式会社
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７１号
秋田県潟上市天王字北野64番地
破産者　太平コンクリート工業株式会社
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３４号
茨城県日立市十王町友部3064番地の22
破産者　株式会社ケーズプランニング
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第７号
埼玉県白岡市西８丁目19番８
破産者　株式会社ＳＥＥＫ
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７０２号
埼玉県朝霞市朝志ヶ丘１丁目２番１―636号
破産者　Ａ＆Ａ株式会社
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１７３４号
さいたま市大宮区三橋１丁目629番地２
破産者　有限会社マミーハート
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６６８号
千葉県我孫子市台田３丁目１番35号
破産者　小林悠紀彦
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６７１号
千葉県柏市増尾160番地３
破産者　中島　和子（旧姓坂巻）
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７３５号
千葉県野田市東金野井1216番地
破産者　富井　　彰
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１０８１０号
東京都中央区月島２丁目13番12号レジディア月島Ⅱ―1006、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区月島２丁目13番12号パシフィックレジデンス月島Ⅱ―1006
破産者　株式会社アセットプライムフューチャーズ
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３３７号
東京都板橋区双葉町５―９
破産者　森住　康二
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５２２号
東京都台東区上野３丁目２番２号　Ａｉｏｓ秋葉原306
破産者　株式会社トウ・ビー・ブレーン
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７９２号
埼玉県富士見市鶴瀬西２―７　アルビス鶴瀬第２号棟403、住民票上の住所東京都西東京市田無町７丁目16―６
破産者　新谷　道子
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８３６号
東京都葛飾区白鳥２丁目21―20　村上方
破産者　武井　孝年
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５号
新潟県妙高市東雲町７番10号
破産者　株式会社雲田写真館
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第８９号
岐阜県飛騨市古川町若宮１丁目３番52号
破産者　有限会社長屋建築
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
滋賀県東近江市東沖野１丁目１番５号
破産者　株式会社美好衣裳店
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１７０号
滋賀県彦根市原町136番地11、商業登記簿上の本店所在地滋賀県彦根市小泉町300番地32
破産者　株式会社クーポラ
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部